

\ 保護者のみなさまへ /

第3子以降の学校給食費を無償化します

裏面の【手続き1】～【手続き2】に沿って手続きしてください。

無償化の対象ではない場合は手続き不要です。

1 無償化になる期間

令和7年度（2025年度）（令和7年4月～令和8年3月・2025年4月～2026年3月）

※市外から転入の場合は転入から対象 ※市外へ転出の場合は転出まで対象

2 無償化の対象者（申請が必要なかた）

保護者が①②両方にあてはまる場合、②のお子さんのみ給食費を無償化します。

※お子さんが3人以上いても、全員が無償化されるものではありません。

①令和7年度の所得税の扶養対象と
なっている または 健康保険証を
持っている（=扶養している）
お子さんが3人以上いる

②①の扶養しているお子さんの
うち、年齢が上から3番目以降
のお子さんが柏市立小中学校で
給食を食べている

※健康保険証は、国民健康保険に加入している場合でも対象となる場合があります。

（兄姉の健康保険証に記載されている世帯主が同世帯者であることが必要です）

※アレルギー等により給食を食べられていないお子さんでも対象となります。

※兄姉の年齢制限はありません（大学生等でも扶養していれば①②の人数として数えます）。

※保護者の所得制限はありません。

3 申請する期間

令和7年(2025年)5月1日（木）～5月18日（日）

令和6年度(2024年度)の無償化対象でも改めて申請が必要です。

5月18日以降に転入した場合、転入日から2週間以内に手続きしてください。

※期限を過ぎた場合は無償化の適用を受けられないことがありますので、速やかに申請の手続きを行ってください。

4 問い合わせ先

〒277-8503 柏市大島田48番地1 柏市教育委員会 教育総務部学校給食課 学校給食費担当

(1) Q & A：裏面でご案内している市ホームページでご確認ください

(2) メールアドレス：gakkokyusyoku@city.kashiwa.chiba.jp (3) 電話：04-7191-7376

【 手続き 1 】 対象者の確認

① お子さんが3人以上いる

↓ はい ☒

いいえ → 対象外です



② 令和6年度の所得**税の扶養対象**となっている

または 健康**保険証**を持っている

(= **扶養している**) お子さんが3人以上いる

↓ はい ☒

いいえ → 対象外です



③ ②のうち、年齢が上から **3番目以降のお子さんが**

柏市立小中**学校で給食を食べている**

(アレルギー等で食べられていない場合は「はい」に進んでください)

↓ はい ☒

いいえ → 対象外です



無償化の対象者

※③にあてはまるお子さんのみ無償化の対象です。

です。(お子さん全員が無償化されるものではありません)

※対象となるお子さんが複数人いる場合は、お子さんごとに↓の

【手続き2】の申請を行ってください(まとめて申請できません)

【 手続き 2 】 情報(保護者、対象のお子さんの名前など)の入力

- ・ 右のQRコードを読み込むか、柏市のホームページで「学校給食費 無償化」と検索するか、下のURLから申請してください。



- ・ 申請期間は令和7年(2025年)5月1日(木)0時から
5月18日(日)23時59分までです。

- ・ 5月18日以降に転入の場合は転入日から2週間以内に申請してください。

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/kyushoku/kyouiku/kyushoku/mushouka.html>

※入力ができない場合、上記のホームページに掲載している「第3子以降の学校給食費無償化の減免申請書・同意書」を印刷して記入したものを学校給食課あてに郵送または直接提出していただくか、入力したファイルをメールアドレスあてに提出してください。

【 申請後の流れ 】

- ・ 審査結果は所得税の扶養確認ができるようになる6月以降(7月頃)に郵送でお知らせします。 転入の場合、審査に最大で1か月程度かかります。
- ・ 申請した方は審査結果が出るまで給食費の集金を一時停止します(ただし、特別支援教育就学奨励費の申請をしている場合は集金が継続されます)。 審査後、無償化の対象とならなかった方は、一時停止されていた分も含めて集金されますのでご了承ください。